喜多方市教育委員会教育長交際費支出基準

（趣旨）

第１条　この基準は、教育長の交際費（以下「教育長交際費」という。）の支出について、一層の透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（支出先）

第２条　教育長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

⑴　喜多方市の教育行政と直接かつ密接な関係にあるもの

⑵　喜多方市の教育の進展に功績があったもの

⑶　その他教育長が特に必要と認めたもの

（支出区分）

第３条　教育長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

⑴　会　　費　　懇親会、祝賀会、式典等の参加に係る経費

⑵　弔　　費　　葬儀、供養等における香典、供物、供花等に係る経費

⑶　激 励 金　　教育の進展に資すると認められる団体又は個人を激励するための経費

⑷　懇談会費　　教育行政の運営に資する意見交換又は情報収集の懇談に係る経費

⑸　贈 答 費　　来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費

⑹　そ の 他　　その他教育長が特に支出する必要があると認めた経費

（支出基準）

第４条　前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

（基準の見直し）

第５条　この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（その他）

第６条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附　則

この基準は、平成 20 年９月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 22 年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

区　　分		内容、対象者等	金　　額
会　費		懇親会等への参加に要する経費	5 千円以内（会費が記載されている場合はその額）
		祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等への出席祝い金（飲食が伴う場合のみ）	5 千円から１万円以内
弔費	香　典	現職教育委員	5 千円
		元教育委員	5 千円
		市職員本人	5 千円
		教育行政に功労があったと認められる者	5 千円
	供物、供花	香典対象者の内、特に必要と認められる者	地域習慣による実勢額の範囲内
	慰霊祭、供養祭、追悼式	慰霊祭等へのお供えに要する経費	5 千円
激励金		全国大会に出場するなど本市の教育の進展に資すると認められる団体又は個人	社会通念上妥当と認められる額
懇談会費		教育行政の運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	5 千円
贈答費		来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費	5 千円以内
その他		教育行政の運営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額